

一般会計等の関与

(工業用水道事業会計)

内 訳	R1決算額 (円)	備考 (算出方法等)
1 出資金	0	
2 国庫補助金	119,400,000	工業用水道事業費補助金 (補助率22.5%)
3 負担金	85,026,800	工水ユーザー負担金
4 繰出金	0	
5 貸付金	0	
6 機会費用	0	

(水道事業会計)

内 訳	R1決算額 (円)	備考 (算出方法等)
1 出資金	0	
2 補助金	50,000,000	静岡県生活基盤施設耐震化等補助金 (補助率1/3)
3 負担金	2,191,320	受水市町負担金
4 繰出金	0	
5 貸付金	0	
6 機会費用	0	

【用語解説】

- 出資金：地方公営企業法第18条に基づき、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計に出資されたもので、公営企業の資本金となる。
- 補助金：一般会計等から公営企業の特別会計へ各種行政上の目的をもって交付される金銭的給付。
- 負担金：一定の事業等について公営企業を含む特別の利益関係を有する者が、その受益に応じて負担する金銭的給付、又は財政政策上その経費の負担割合が定められている際に負担する金銭的給付。
- 繰出金：地方公営企業法第17条の2、第17条の3に基づき一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計へ繰り出した金銭的給付。
- 貸付金：地方公営企業法第18条の2に基づき、一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計へ貸し付けた長期貸付金。
- 機会費用：一般会計が有する土地等の資産を、公営企業に無償又は低廉な賃借料でその事業の用に使わせた場合に、仮に当該資産を民間に貸し付けた場合に得られるだろうと考えられる賃借料との差額。